

7日獣発第289号
令和7年12月17日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

このことについて、令和7年12月9日付け7消安第4318号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長より、別添のとおり通知がありました。

本通知は、令和7年9月29日付けで家畜伝染病予防法施行規則の一部改正により、新たに公布された牛等の飼養衛生管理基準の内容に合わせて、飼養衛生管理基準順守指導の手引きを改正したことをお知らせするものです。

貴会におかれでは、関係者への周知方、よろしくお願ひいたします。

(参考) 飼養衛生管理基準の改正(令和7年9月12日付け)

重複・類似項目の統廃合や対象畜種にエミューの追加、非商用家畜の基準の制定を実施。分割管理を導入する際の措置(牛、豚、家きん)や大規模所有者の項目に塵埃対策や分割管理の検討、大臣指定地域の設定と地域内の取組及び農場敷地内の野鳥飛来防止対策(家きん)の項目を追加。

本件内容の問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会事務局(吉田)
TEL:03-3475-1601
Email:yoshida@nichiju.or.jp

7 消安第 4318 号

令和 7 年 12 月 9 日

別記3 (関係団体の長) 殿

農林水産省
消費・安全局動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

このことについて、別紙のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知しておりますので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしくお願いします。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

担当：松井、本橋、中越、濱崎

TEL：03-6744-7144（直通）

Email:siyoueiseikanri@maff.go.jp

写

7 消安第 4318 号
令和 7 年 12 月 9 日

別記 1 (各都道府県家畜衛生主務部長) 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年 9 月 29 日農林水産省令第 44 号）により家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）の一部が改正され、本年 9 月 29 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されました。

この新基準の内容に合わせ、牛等、豚等、家きん及び馬に係る飼養衛生管理基準遵守指導の手引きについて、別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、家畜防疫員等による遵守状況の確認及び改善指導の判断基準として、本手引きを適宜御活用いただき、新基準の迅速かつ適切な生産現場での実践に向け、引き続き御指導をよろしくお願ひします。

なお、当該手引きのうち非商用家畜に係るものについては、別途改めてお知らせする旨申し添えます。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

(問い合わせ先)

農林水産省消費・安全局動物衛生課

家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、濱崎

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144